

議案第 44 号

橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について

橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例

(橋本市特別職給与条例の一部改正)

第1条 橋本市特別職給与条例(平成18年橋本市条例第59号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改正後	改正前
附 則	附 則	附 則
1～3 略 (市長の給料月額の特例)	1～3 略 (市長の給料月額の特例)	1～3 略 (市長の給料月額の特例)
4～10 略	4～10 略	4～10 略
11 平成28年1月1日から <u>平成28年3月31日までの間に</u> における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。	11 平成28年1月1日から <u>当分の間に</u> における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。	11 平成28年1月1日から <u>当分の間に</u> における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。
12 平成28年4月1日から <u>平成28年4月30日までの間に</u> における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の40に相当する額を減じた額とする。	12 平成28年4月1日から <u>当分の間に</u> における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の40に相当する額を減じた額とする。	12 平成28年4月1日から <u>当分の間に</u> における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の40に相当する額を減じた額とする。
13 平成28年5月1日から <u>当分の間に</u> における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。	13 平成28年5月1日から <u>当分の間に</u> における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。	13 平成28年5月1日から <u>当分の間に</u> における市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。
	(副市長の給料額の特例)	(副市長の給料額の特例)
14～19 略	14～17 略	14～19 略
20 平成28年1月1日から <u>平成28年3月31日までの間に</u> における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。	18 平成28年1月1日から <u>当分の間に</u> における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。	20 平成28年1月1日から <u>平成28年3月31日までの間に</u> における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。
21 平成28年4月1日から <u>平成28年4月30日までの間に</u> における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の40に相当する額を減じた額とする。	21 平成28年4月1日から <u>当分の間に</u> における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の40に相当する額を減じた額とする。	21 平成28年4月1日から <u>当分の間に</u> における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の40に相当する額を減じた額とする。
22 平成28年5月1日から <u>当分の間に</u> における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。	22 平成28年5月1日から <u>当分の間に</u> における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。	22 平成28年5月1日から <u>当分の間に</u> における副市長の給料額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。

(橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正) 第2条 橋本市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成27年橋本市条例第7号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。	(平成21年6月に支給する期末手当の特例措置) 19 略
--	---------------------------------

附 則	改正後	改正前
1～3 略 (教育長の給料月額の特例) 4 平成28年1月から平成28年3月31日までの間ににおける教育長の給料額は、第3条第1項の規定にかかるわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。 5 平成28年4月1日から平成28年4月30日までの間ににおける教育長の給料額は、第3条第1項の規定にかかるわらず、同項に規定する額からその100分の40に相当する額を減じた額とする。 6 平成28年5月1日から当分の間ににおける教育長の給料額は、第3条第1項の規定にかかるわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。	1～3 略 (教育長の給料月額の特例) 4 平成28年1月1日から当分の間ににおける教育長の給料額は、第3条第1項の規定にかかるわらず、同項に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。	

附 則  
この条例は、平成28年4月1日から施行する。